

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

川崎町農業委員会

7月総会議事録

期 日 令和4年7月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和4年7月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(12人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	3番 中村 明
4番 松江 英幸	5番 星野 宗広	6番 山下 理江
7番 政時 修	8番 藤川 航	9番 原 健治
10番 原口 友博	11番 中島 隆	12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(1人)

9番 原 健治

農地利用最適化推進委員

有吉 佳延	千住 幹雄
金子 進	木下 重光
北永 一弘	奥 俊英

4、本会事務局 事務局長 林 勇

会計年度任用職員 城戸 里美

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第8番 藤川委員 第10番 原口委員

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

報告第1号 令和4年度農地パトロールの日程について

その他 シンポジウムの開催について

農業委員会視察研修について

事務 局長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年7月総会を開催いたします。会長挨拶をお願いします。

議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、12名の出席であります。定足数に達していますので、総会が成立しております。議長は会議規則4条の規定により会長にお願いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

議事録署名人は、8番 ●●委員と10番 ●●委員よろしくお
願いいたします。

それでは、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請、
番号1について、事務局説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号番号1について説明します。

議案書は、1ページです。

朗読いたします。

番号1、譲受人住所、川崎町大字●●番地の●、氏名、●●●●、
譲渡人住所、●●県●●●丁目●番●号、氏名、●●●●、土地
の所在、大字●●番●、地目、●、地積●●㎡、申請理由、●●、
申請目的、●●であります。2ページをお開きください。申請地
は●●にあります●●です。右手裏にある畑を利用します。譲受
人の●●●●さんは●●●の●●をされていて、●●には駐車場
がないため、今回●●さんが購入して利用するものです。

7月5日に、●●委員と●●推進委員と現地確認しました。2ペ
ージに位置図、3ページに航空写真、4ページに土地利用計画図
を添付しています。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●推進
委員、補足説明をお願いします。

●● 委員 7月5日に事務局と現地確認をしました。現地もきれいにしてい
て周りにも畑もなく特に問題はないと思います。

議 長 ただいま事務局、現地確認しました●●推進委員の補足説明が終
わりましたが、これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願
います。

議 長 他にはございませんか。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第1号につい承認することに賛成の方は挙手をお願いしま
す。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1については、原案のとおり承認とし県へ進達します。続きまして、議案第2号非農地証明について事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号非農地証明について説明いたします。

5ページをお開きください。朗読します。

番号1、申請者住所、川崎町大字●●番地の●●、氏名、●●●●、土地の所在、大字●●番●地目、●、現況、平成18年より課税も雑種地とされています。地積、●㎡、他●筆、●●番●、●●番●、合計●筆、●●㎡、申請理由、20年以上も前より雑種地となり竹なども茂っており農地への復旧が困難であります。6ページに位置図、7ページに航空写真、8ページに写真方向、9ページ現況写真を添付しています。7月7日に●●委員と●●推進委委員とで現地立会をしました。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●推進委員、補足説明をお願いします。

●●委員

7月7日に事務局と●●委員と現地確認をしました。場所はもと、●●から●●にぬける両端に位置します。議案書にも現況写真が載っておりますが、農地として使えるような現状ではありません。非農地証明はやむをえないと思います。

議長

ただいま事務局、現地確認しました●●推進委員の補足説明が終わりました。これに対して何か質疑及び意見のある方は挙手願います。

●●委員

この土地は以前、●●さんの土地を●●さんが●●によって購入し、作づけも何もしないままにしておいたので、一度呼び出して注意をしたが、全くする意思がなくて現状のようになったのに、こんな状態で非農地証明を発行してもいいのですか。

事務局

今、●●委員が言われたようにH●●年に●●により購入した、草刈りなどの維持管理はして貰い草刈り後は何度か現地も事務局が確認に行きました。

●●委員

農地を買ってこのようなことをして今後、非農地証明が出せるのか。また、前例をつくるとこのような事をする人が増えるのではないかと思います。

議長

この土地はいつ●●にかかったのですか。

事務局

H●●年●月に●●●●さんが●●より農地を取得した土地であります。

●●委員

昔、そこで●●の養殖をしていた時から農地として使えるような状況ではなかった。

議 長

●●委員が言われているのは、農地として購入して1回も作づけも何もしないまま草刈りだけして、管理できなくなれば荒れたままにしておき、それを非農地証明してほしいとかは問題があると言った意見ですよ。

事 務 局

当時、H●●年にこの案件が出た時に農業委員会総会で諮っているのですよ。その時に現状がこうだから耕作出来る状態ではない。●●出来ませんと言ってもらえたら3条で●●されてはなかったのですよ。総会で諮って承認された案件です。

●● 委員

今、決まった後の運用の話がされているので、決めるか決めない話をこの農業委員会はするわけですから、もう既に決まったことをその後の運用が悪かった、きっとこれは農家をする意思がなかったとかそんな予言みたいな事を言われても今、事務局が言われるようにその時に承認をしたことが全てではないかと思えます。その時に意義があるならば条件をつければ良かったと思えます。決まった事その後の運用をするかしないかはその人次第で我々が言うべきことではないと思えます。

議 長

皆さんどうですか。

●● 委員

これは法律の話です。

●●委員

3条の条件として3年3作と言うのがありますが1作もしていない。

議 長

他に何か意見はありませんか。●●委員が言われているこの案件の問題点としては、3条の基準も満たさないまま非農地証明出せるかと言うことと後、このような事を認めると今後こういった事が出てくるのではないかと言ったことが●●委員の意見ですよ。今後の課題として農地を取得して全く耕作しないといった場合は今後どうなるのかといった事が出てくるのですが、そのところを加味したうえで皆さん方十分考えていただいて、今後どのように対応するかと言った形になるかと思えます。

●●.会長

この非農地証明を認めたら地目が田ではなくなるのですか。

事 務 局

そうです。地目が雑種地となります。

●●会長

登記地目も雑種地、現況地目も雑種地となり田ではなくなるのですね。農地以外の地目にするには他にないかあるのですか。

事 務 局

法務局が現地を見に行き農地ではないと判断した時にはじめて農地以外の地目にする事が出来るということです。後、他に農地以外の地目にする手段として、農地に宅地や資材倉庫を建てて地目の変更をするということです。

議 長

意見もいろいろと出ていますが議題としてあがっていますので意見はもうないですか。

(なし)

無いようですので、お諮りいたします

議案第 2 号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第 2 号非農地証明願いについて、原案のとおり承認とします。今後、例外もあるということで事務局のほうでこう言う農地を購入する場合、条件を付けて農地の売買にあたるということをお願いしたいと思います。

続きまして、報告第 1 号令和 4 年度農地パトロールの日程について、事務局説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号令和 4 年度農地パトロールの日程について説明いたします。今日、机にお配りしています日程表ですが 8 月 10 日から 1 ヶ月間行います。8 月 10 日については 9 時から農業委員会の総会后、農地パトロールの出発式を 10 時から、今までは玄関前で行っていたのですが、今回からは総会会場と同じ場所で行います。10 日当日は出発式後、●●地区を、その他の地区は日程表にも書いてありますように 9 時からとなります。

議長

農地パトロールについてはいいですか。後、今年からは皆様方の机に配られているポロシャツを着用して農地パトロールを行うということになりますのでよろしくお願いします。農地パトロール出発式当日、帽子、腕章も一緒に着用してきて下さい。他に農地パトロールについて何か質問はありますか。

(なし)

事務局

続いてその他に入ります。事務局その他の説明をお願いします。シンポジウムの開催についてですが、日程は 7 月 27 日(水曜日)に春日市グローバルプラザにてあります。10 時にマイクロバスで役場を出発しますので、必ず出席者はマスクを着用のうえ参加されてください。これについては出欠をとりたいと思います。

議長

今、事務局が言われたシンポジウムの開催についてですが、参加出来る方は挙手をお願いします。(7 名参加) 今、出席できると挙手した方は 10 時役場を出発しますので遅れないように集まって下さい。続きまして農業委員会研修視察について事務局説明をお願いします。

事務局

農業委員会研修視察についてですが、日程は 7 月 30 日(土)～31(日) 9 時 50 分集合、役場玄関前、10 時 00 分出発、研修先は熊本県荒尾市平山「クルンノウエン」 茅畑 孝篤氏です。

議 長

本年度から町から予算を貰っています。そういうことで農業委員会研修視察を提案させてもらったのですが、コロナの第7波が来るんじゃないかと言われております。そういう中での視察となるとまた問題があるかなというふうに思いますが、みなさんどんなふうですか。今からまたコロナの患者がどんどん増えていくと研修も難しくなるのではないかと思います。日程を組んでいましたが、コロナの状況を見ながら日にちを変更したいと思いたいがかなものでしょうか。

(議長に委任します。賛成の声多数)

では、今回は一度日程をキャンセルして予定を稲刈り後、秋ごろの様子見ながらもう一度みなさんに提案したいと思いたいますがよろしいですか。

(賛成)

それでは、農業委員研修についてはそのように進めていきます。他にないですか。

●● 委員

以前、大ヶ原に5条転用した所に不法投棄している場所があるのですが、転用目的以外に使用しているという事も含めて農業委員会に報告したら、委員長が土地の所有者に聞いてみるというところまで聞いているんですがその後どうなっているかお聞きしたいのですが。後、このことを環境保全課にも報告しておくべきでは。

議 長

土地の所有者に産業廃棄物を捨てているので、早急に取り除いてくれと連絡はしています。していますけどもまだ、手を付けていないような状況です。そんな状況ですのもう一度文章で催促したいと思いたいます。

他にないですか。

事 務 局

農業新聞、農業者年金の加入推進をお願いします。前の月、1ヶ月分の活動記録簿の提出をお願いします。

議 長

他にないですか。

(なし)

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は8月10日(月)9時00分から開催します。

これで川崎町農業委員会8月総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 14時15分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

8番委員

10番委員

議 長
